

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年3月13日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 〃 関東信越（東京）（受）第 2401189 号
厚生局事案番号 〃 関東信越（東京）（厚）第 2400126 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 3 年 3 月 12 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

令和 3 年 3 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 3 年 3 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 3 年 3 月 12 日

A 社から請求期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の事業主から提出された請求期間に係る月別給与一覧表により、請求者は、当該期間に同社から 10 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 7 月 30 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401190 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400127 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 3 年 3 月 12 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

令和 3 年 3 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 3 年 3 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 3 年 3 月 12 日

A 社から請求期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の事業主から提出された請求期間に係る月別給与一覧表により、請求者は、当該期間に同社から 10 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 7 月 30 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 〓 関東信越（東京）（受）第 2401191 号
厚生局事案番号 〓 関東信越（東京）（厚）第 2400128 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 3 年 3 月 12 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

令和 3 年 3 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 3 年 3 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 3 年 3 月 12 日

A 社から請求期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の事業主から提出された請求期間に係る月別給与一覧表により、請求者は、当該期間に同社から 10 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 7 月 30 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 〓 関東信越（東京）（受）第 2400740 号
厚生局事案番号 〓 関東信越（東京）（厚）第 2400125 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の標準報酬月額
訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 9 月 1 日から平成 10 年 7 月 1 日まで

C 社から転籍した A 社における請求期間の標準報酬月額が、当該期間前後の年金記録より低
い額となっている。転籍後の給与額は 38 万円だったので、調査の上、請求期間の標準報酬月
額の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、C 社における平成 9 年 9 月 1 日の厚生
年金保険被保険者資格喪失時において 41 万円、転籍後の A 社における同日の資格取得時にお
いて 32 万円と記録されていることが確認できるところ、請求者は、請求期間の標準報酬月額
については 38 万円が正しい旨主張している。

しかしながら、A 社は、請求期間当時、D 厚生年金基金（現在は、E 企業年金基金）に加入
していたところ、B 社から提出された D 厚生年金基金に係る「企業年金基金加入者台帳」にお
ける報酬月額及び F 健康保険組合から提出された「被保険者・被扶養者台帳」における月額は、
いずれも請求期間前後を含むオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認でき
る。

また、B 社は、請求期間に係る賃金台帳等の資料を保存していないものの、平成 9 年 9 月 1
日の資格取得時における報酬月額については、残業代を含めておらず、D 厚生年金基金に係る
「企業年金基金加入者台帳」と同様の報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っ
ている旨回答しており、同社から提出された社員就業規則（平成 9 年 9 月 1 日現行）によると、
定期昇給日が毎年 4 月 1 日とされているところ、同社は、平成 10 年 7 月の随時改定について、
同年 4 月の定期昇給に伴い改定された旨回答している。

さらに、請求者と同様に、平成 9 年 9 月 1 日に C 社の被保険者資格を喪失し、同日に A 社の
被保険者資格を取得している複数の同僚は、同社の資格取得時における標準報酬月額が、C 社

の資格喪失時の標準報酬月額を下回っており、いずれのオンライン記録においても標準報酬月額が遡及して訂正された事蹟はなく、不合理な処理は見当たらない。

加えて、請求者は、「給与に関する記録」（令和5年10月24日作成）を提出しているものの、当該記録からは、請求者の各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできない上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。